

所管部課		市民環境部 市民課		部長	木村 西				
件 名		東大和市電話予約による住民票の写し等交付事務取扱規程の一部を改正する訓令について			区分		1 審議事項	☐	2 報告事項
関係事項	条例規則								
	部課機関								
1. 要 旨 (1) 改正理由 東大和市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年条例第34号）の施行により、住民票の除票に記載した事項に関する証明が追加されたことから、本規程の一部を改正するものである。 (2) 改正内容 第2条の交付できる証明書及び第3条の電話予約ができる者において、当該証明に係る規定を追加する。 (3) 施行日 市長決裁日									
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み									
3. 留意事項（問題点等）									
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における報告終了後、速やかに改正手続を進めたい。									
5. 審議結果									

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。